

諮問番号：令和元年度諮問第10号

答申番号：令和2年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は審査請求人に対し、令和元年7月2日付け平成31年度市民税・県民税普通徴収税額の変更通知書により、地方税法（昭和25年法律第226号）、兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）、三木市税条例（昭和30年三木市条例第7号。以下「本条例」という。）及び三木市税条例施行規則（昭和53年三木市規則第7号）の規定に基づき審査請求人の平成31年度市民税・県民税普通徴収税額を211,800円から191,100円に変更する処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和元年7月30日、処分庁に対し、本件処分のうち税額に関する部分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

突然、会社を解雇され、給料が入ってこなくなっている為生活が苦しいので、もう少し税額を安くしてほしい。

2 処分庁の主張

本件処分は、地方税法、兵庫県税条例、本条例及び三木市税条例施行規則に基づいて適正に行われており、本件処分に違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の前提となる総所得及び市県民税額について争いはない。

(2) 審査請求人は解雇により、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する失業等給付を受給しており、個人市民税の減免対象者に該当する（三木市税条例第48条第1項第2号、三木市税条例施行規則第6条第1項第1号）。

また、個人県民税についても同じく減免される（地方税法第45条）。

三木市税条例施行規則第6条第2項によると、審査請求人の総所得額（平成31年度の合計所得金額）が2,557,600円であることから減免率10分の1が適用されることになり、本件処分はこれに基づいて算出されたものであるから適正であると認められる。

(3) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却される

べきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年2月5日	諮問
令和2年8月5日	調査審議
令和2年8月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対する「平成31年度市民税・県民税普通徴収税額の変更通知書」による減免を理由とした税額変更処分については、当審査会における検証を通じても、地方税法第45条、本条例第48条第1項第2号及び三木市税条例施行規則第6条第1項第1号の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、突然の解雇により給料が入ってこなくなり生活が苦しいので、三木市税条例施行規則を改正して減免率を更に引き上げるなどして、もう少し税額を安くしてもらいたいという市の政策に対する要望と理解できる（なお、審査請求人からは、審査請求書以外にその主張を明らかにする反論書、主張書面等は提出されていない）。
しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、市の政策に対する要望はそもそも審査の対象外である。
- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和2年8月31日

三木市行政不服審査会

会長 東 泰弘

委員 藪内 正樹

委員 岡田 順子